

学校法人帝塚山学園役員報酬等の支給基準に関する規則

[令和2年4月1日]
[理事会規則第26号]

(目的)

第1条 この規則は、学校法人帝塚山学園（以下「法人」という。）の役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員に対する報酬等の支給)

第2条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事（職員給与を支給される者を除く。以下同じ。） 報酬及び退任慰労金
- (2) 非常勤の理事 報酬
- (3) 監事 報酬

(報酬の額)

第3条 常勤の理事に対する報酬の額は、別表に定める額を上限として理事会において決定する。

- 2 非常勤の理事に対する報酬の額は、理事会の会議への出席につき日額10,000円とする。
- 3 監事に対する報酬の額は、年額900,000円とする。

(報酬の支給方法)

第4条 常勤の理事及び監事に対する報酬は、その年額の12分の1の額を毎月21日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

- 2 非常勤の理事に対する報酬は、理事会の会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬は、法令に基づき控除すべき金額を控除し、通貨又は本人が指定する金融機関の本人名義の預貯金口座への振込みにより支給する。

(報酬の日割計算)

第5条 新たに常勤の理事又は監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事又は監事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。ただし、死亡による退任の場合は、その月までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(退任慰労金)

第6条 退任慰労金は、常勤の理事が退任し、又は解任されたときに、その者（死亡により退任した場合には、その遺族）に支給するものとする。ただし、常勤の理事が学校法人帝塚山学園寄附行為第14条第1項（第2号を除く。）の規定により解任されたときは、その者には退任慰労金を支給しない。

- 2 退任慰労金の額は、退任した日又は解任された日におけるその者の報酬の年額の12分の1の額に在任年数を乗じて得た額を上限として理事会において決定する。この場合において、在任年数の算定については、職員に支給する退職手当の支給の例による。

- 3 常勤の理事が任期満了後引き続き常勤の理事に選任されたときは、その者の退任慰労金の支給については、引き続き在任したものとみなす。
- 4 常勤の理事が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったときは、前2項の規定により算定された額について、理事会は、職務遂行状況を勘案して減額し、又は支給しないことができる。
- 5 第4条第3項の規定は、退任慰労金の支給について準用する。

(費用弁償)

第7条 常勤の理事及び監事が職務の執行のため出張をしたときは、別に定めるところにより旅費を支給する。

- 2 常勤の理事及び監事が職務の執行に当たって旅費以外の経費を負担した場合には、その負担した経費の範囲内で支給することが適當と認められる額を弁償する。

(通勤手当)

第8条 常勤の理事には、通勤の実態に応じ、職員の例により通勤費を支給する。

(評議員に対する報酬の支給)

第9条 評議員（職員給与を支給される者を除く。）に対して報酬を支給するものとし、その額は評議員会の会議への出席につき日額10,000円とする。

- 2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の報酬の支給について準用する。

(端数処理)

第10条 この規則により計算した額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

(公表)

第11条 法人は、この規則をもって、私立学校法（昭和24年法律第270号）第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 「学校法人帝塚山学園役員報酬規則」（平成5年4月1日施行）は、令和2年3月31日をもって廃止する。

別表（第3条関係）

役職名	報酬の額（上限額）
理事長	年額 19,000,000円
副理事長	年額 13,000,000円
常務理事	年額 13,000,000円
学園長	年額 15,000,000円